



全国 N P O バンク 連絡会

NEWS RELEASE

2010. 3. 30

バンク連、貸金業制度 PT 座長試案に対する意見書提出

～「生活困窮者向け」のみの限定的な救済は困ります～

昨日3月29日、NPOバンクの全国ネットワーク組織である全国NPOバンク連絡会（事務局：東京都新宿区、代表者：田中優）（以下、バンク連）は、金融行政務三役に対して、3月24日に貸金業制度に関するプロジェクトチーム（以下、PT）において金融担当副大臣の大塚座長から示された「改正貸金業法完全施行に向けた対応について」と題する座長試案に対する意見書を別紙1の通り提出しました。これは、貸金業法完全施行まで3ヶ月程しかない現状で、以下に説明するNPOバンクに対する必要な対応が、座長試案に反映されていなかったため、改めてバンク連の主張を訴えたものです。

■「座長試案」では市民事業向けのNPOバンクは存続できない

これまでバンク連は、改正貸金業法の完全施行に際し、NPOバンクの活動を継続するため、以下の点について措置することが必要であると金融庁に対して求めてきました。

- ① 非営利・公益の「NPOバンク法」の立法が必要である
- ② 非営利・公益目的のNPOバンクについて、貸金業法の適用除外とする
- ③ ②の対応が困難な場合、以下の2点について、NPOバンクを適用除外とする
 - (1) 指定信用情報機関の利用
 - (2) 貸付けの業務に一定期間以上従事した経験を有する者の確保

しかしながら、今回の座長試案で示された適用除外は、「生活困窮者向けの貸付けに取り組むNPOバンク」についてのみ言及されており、これを文字通り読めば、現在日本で地域の市民事業などの貸付業務を行っている12のNPOバンクは、借り手を住宅ローン等が借りられない状況に追い込み、貸付業務経験者の確保を要する等、存続ができなくなってしまう。（※）今回提出した意見書は、NPOバンクの存続のため、改めて規制の適用除外を求めるものです。

※この点についてのバンク連の主張については、下記アドレスを参照願います。

<http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/siryou/20091207/07.pdf>

バンク連としてはNPOバンクの危機を回避できるよう、PTが明確な方針を早期に示し、制度的手当が図られることを切望しています。この点について、金融行政務三役をはじめとした政治部門が果敢な決断を行うよう、バンク連では働きかけを継続する所存ですので、引き続き各方面のご協力をお願い申し上げます。

本件にかかる連絡先

全国NPOバンク連絡会（東京コミュニティパワーバンク内）担当：坪井、遠藤

TEL： 03-3200-9270

FAX： 03-3207-1945

メール：community-fund@r2.dion.ne.jp

(別紙1：意見書)

金融担当大臣 亀井静香 様
副大臣 大塚耕平 様
政務官 田村謙治 様

「改正貸金業法の完全施行について（座長試案）」への意見

2010年3月29日
全国NPOバンク連絡会

1. 「新しい公共」の担い手たるNPOバンク

- ・ NPOバンクには生活困窮者向け貸付けだけではなく、NPOや社会起業、コミュニティビジネスを資金面で支える等、「新しい公共」の担い手としての幅広い役割が期待されています。
- ・ しかし、座長試案別紙2の7では、方策④として、「生活困窮者向けの貸付けに取り組むNPOバンクの活動を支援する点から、以下の府令改正を行う。」とされていますので、文面どおりの府令改正が行われた場合、生活困窮者向けの貸付けに特化していない多くのNPOバンクは存続できなくなります。
- ・ 「新しい公共」の発展は、生活困窮者の発生防止や生活の再生にも有効であり、また、中小企業・個人事業向けのセーフティネットをも再構築するものです。従って、それを支えるNPOバンクの息の根を止めることは避けるべきです。

2. 最終案確定に向けた要望

- ・ 基本的には、最終案において「NPOバンク全体が、生活困窮者向けの貸付けに取り組むNPOバンクと同等に府令改正の対象となること」の明記を望みます。
- ・ 最終案において上記の点の明記が不可能な場合であっても、現実的な対応として、府令改正の際、以下の2点を要望します。
 - ① 必要な要件と代替的な体制整備を満たす限り、すべてのNPOバンクに対して、初回の登録に限り貸付業務経験者の確保義務を免除する取扱いを認めること。
 - ② NPOバンクが行うすべての貸付けのうち、一定の要件を満たすものについては、指定信用情報機関の信用情報の使用義務及び同機関への信用情報の提供義務を免除するとともに、総量規制の適用除外とすること。

以上

(別紙 2 : 参考)

■ 「座長試案」の NPO バンクについての言及箇所（抜粋）

7. 多重債務者等の生活再建・事業再生のための多用なセーフティネットの充実・強化

【消費者向けセーフティネットの充実・強化等】

④ 生活困窮者向けの貸付けに取り組む NPO バンクの活動を支援する観点から、以下の府令改正を行う。

— 一定の要件を満たす NPO バンクについては、代替的な体制整備を要件に、初回の登録に限り貸付業務経験者の確保義務を免除する取り扱いを認める。

— NPO バンクが行う生活困窮者向けの貸付のうち、一定の要件を満たすものについては、指定信用情報機関の信用情報の使用義務及び同期間への信用情報の提供義務を免除するとともに、総量規制の適用除外とする。

■ NPO バンクとは（定義）

バンク連では、NPOバンクの定義を考えた場合、その要件は概ね以下の5つになると考えています。

- a. 市民が自発的に設立する
- b. 社会的に求められているニーズに対して融資を行う
(公益、共益(相互扶助)の区別は厳密には問わない)
- c. 非営利である(法的に認められている程度の出資配当はOK)
- d. 市民からの出資を融資の原資とする
- e. 市民事業(NPOでなくてもよいが、社会的課題の解決を第一義にすること)への融資
を主目的とする

この定義に照らし合わせた場合、現在、日本国内で12のNPOバンクが活動し、総計20億円以上の融資実績があります。

以上